

山梨県県土整備部建設資材等価格決定要領

第1 趣旨

この要領は、山梨県県土整備部の公共事業（営繕課発注工事を除く）を適正かつ円滑に執行するため、工事価格の積算に必要な建設資材等の価格（以下「建設資材等価格」という。）の決定方法について定める。

第2 適用範囲

この要領は、山梨県県土整備部が発注する土木工事、業務委託等について、予定価格を算出するための積算を行う場合に適用する。

第3 建設資材等価格の決定

建設資材等価格は消費税抜きの価格とし、原則として下記の順序で決定する。

- (1) 山梨県県土整備部実施設計単価表（以下「実施設計単価表」という。）の価格
- (2) 建設物価・積算資料（以下「物価資料」という。）の価格
- (3) 他の公共機関公表の価格
- (4) 特別調査の価格
- (5) 見積りの価格

第4 実施設計単価表の価格

- 1 技術管理課長は、その価格を決定することが相当と認められる建設資材等の品目について定期調査（以下「定期調査」という。）を行う。
- 2 技術管理課長は、定期調査による建設資材等の価格及び物価資料掲載の地区資材等の価格をとりまとめ実施設計単価表を作成する。
- 3 技術管理課長は、実施設計単価表のうち定期調査による建設資材等の価格は原則年4回（4・7・10・1月）、物価資料掲載の市場単価は原則年4回（5・8・11・2月）、物価資料掲載の市場単価以外の資材等価格は原則毎月改定を行う。
- 4 技術管理課長は、建設資材等の物価変動を十分に監視し、必要と認められる場合は、随時、改定することができる。

第5 物価資料の価格

第4に定めのない建設資材等価格は、最新の物価資料の掲載価格を採用する。

第6 他の公共機関公表の価格

第3及び第4に定めのない建設資材等価格は、各関係省庁や山梨県の林政部、農政部が公表している最新の建設資材等価格を採用する。

第7 特別調査の価格

- 1 上記第4から第6に定めのない資材等で、1工事において調達価格（材料価格×使用数量）が100万円以上、または1資材の材料単価が10万円以上の資材等の価格は、原則として特別調査を実施し、採用する。
- 2 特別調査は、原則として技術管理課長が年2回発注するほか、やむを得ない場合は随時行う。

第8 見積りの価格

- 1 上記第4から第6に定めのない資材等で、特別調査が不可能な資材の価格は見積りにより決定する。
- 2 見積りの方法及び価格の決定は、別に定めた取扱いによる。

第9 調査の実施

- 1 第4及び第7に定める調査は、公正な調査機関に委託することを原則とする。
- 2 調査の方法は、別に定めた取扱いによる。

第10 建設資材等価格の通知

技術管理課長は、建設資材等価格のうち第4に定める実施設計単価表を関係各課及び事務所等の長に通知するとともに、山梨県ホームページに掲載するものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、取扱いについては、技術管理課長が別に定める。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。